

障害年金の支給判定の地域格差の是正などに関する緊急決議

【決議の趣旨】

平成27年2月に「精神・知的障害に係る障害年金の認定の地域差に関する専門家検討会」の第一回会合が開催され、いよいよ検討結果にもとづく「等級判定のガイドライン」などは今年から実施されようとしています。この実施に合わせて「等級判定に用いる情報の充実に向けた対策について」の一環として診断書作成の医師むけに「障害年金の診断書（精神の障害用）記載要領」案も発表されています。

私たちは、格差の存在をいつまでも放置し得ないという厚労省や日本年金機構の意図を、十分理解しています。しかし、「専門家検討会」のきっかけとなった平成26年の「障害基礎年金の障害認定の地域差に関する調査」はきわめてずさんであり、調査のまとめも事実からほど遠いものといわざるを得ません。

そうした調査にもとづいて検討課題が設定され、しかも、従来から問題点が指摘されてきた現行の障害認定のシステムや障害認定基準を前提とし、その枠内での格差是正で問題が済まされようとしています。これでは、障害認定の地域格差はなくなるばかりか、障害認定は低い水準に合わせてより厳しいものになると危惧します。特に、医師向けの診断書の記載要領は、格差是正の専門家検討会での議論の内容を逸脱し、日常生活能力による障害の認定を「援助」や「支援」が「常時」必要なものに限定する意図のもとに書かれています。

医師向けの診断書の記載要領では、障害を疾病の帰結として捉える医学モデル・個人モデルの考え方にもとづき、稼得能力や労働能力から切り離された日常生活能力を、しかも日常生活動作能力とでもいうべきレベルで判定しようとしています。これでは、親族扶養から自立しようとした障害者や、就労をした障害者は障害年金の対象者から除外されてしまう恐れがあります。障害者の願いである家族からの自立と経済的な自立という二つの自立を、障害年金制度が奪うことになりかねません。

私たちは、次の要望事項を実施することを要求します。

【決議事項】

1. 格差を生み出す根源である制度間格差の是正、障害認定システムの改善を要求します。
2. 障害者権利条約と障害者基本法に規定されている障害の社会モデルの視点から、現行の障害認定基準の改善を要求します。
3. ガイドラインの実施の延期と、再検討を要求します。
4. 診断書作成の医師むけの診断書記載要領を含む「等級判定充実対策」の見直しを要求します。
5. 障害年金申請書の交付拒否、窓口による受付拒否などいきすぎた窓口業務についてはただちに改善することを要求します。
6. 無年金障害者を生み出す原因の一つである企業の社会保険加入逃れ、偽装請負などを許さないことを要求します。

以上

平成28年1月21日

大阪市住吉区苅田5丁目1番22号

大阪障害者センター内

無年金障害者の会

代表 原 静 子